

社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会
評議員等の費用弁償等に関する規程

平成29年3月24日
規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会定款第9条の規定に基づく評議員の費用弁償及び会長が任命した各種委員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(評議員等)

第2条 この規程において、評議員等とは評議員及び会長が任命した各種委員をいう。

(費用弁償)

第3条 評議員等が、その職務のため、評議員会等に出席した時は、別表1により費用を弁償する。

2 評議員等が、会議その他会長の命を受けた職務遂行のため旅行したときは、「湯沢町社会福祉協議会職員等旅費規程」に基づき、旅費を支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	費用弁償額
評議員	日額 3,500 円
会長が任命した各種委員 *各種委員の選任にあたり、高度の専門知識を有する者（弁護士、会計士、司法書士、大学等の教授等）を委嘱するにあたり、上記額により難い者については、予算の範囲内において会長の定める額とする。	日額 3,500 円

社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会役員
等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年3月24日
規 程 第 8 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づく役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席した時は、別表1により報酬等を支給する。

2 役員等が、会議その他会長の命を受けた職務遂行のため旅行したときは、「湯沢町社会福祉協議会職員等旅費規程」に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給は次のとおりとする。

- (1) 年額報酬は、原則として年度末に支給する。
- (2) 費用弁償は、職務終了後に支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成25年規程第1号）は廃止する。

別表1

区 分	報 酬 額	費用弁償額
会 長	年額 150,000 円	
副 会 長	年額 50,000 円	
理 事	年額 20,000 円	
監 事		日額 3,500 円